

議 答 申 個 第 4 7 号

令和元年12月20日

生駒市農業委員会 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 下 村 敏 博

実施機関が保有する個人情報を北倭土地改良区へ提供することについて（答申）

令和元年10月31日付け生農委第264号で諮問のあったことについて、当審議会の
意見は、別紙のとおりです。

答 申

審議案件	北倭土地改良区への農家台帳情報の外部提供について
審議会の意見	適当なものと認める。
審議内容	<p>土地改良法第118条第6項に基づき、生駒市農業委員会から北倭土地改良区に対し紙により農地台帳情報の外部提供を行っているが、データによる提供も同条に含むと考える外部提供できるかということについて生駒市個人情報保護条例第9条の規定による本審議会に諮問されたものである。</p> <p>当審議会は、外部提供する個人情報が当該土地改良区内の農地所有者及び耕作者にとどまることや同法の立法趣旨等を慎重に審議した結果、データによる外部提供も同法第118条第6項に含まれると認められるとの結論に達し、上記の通り意見を取りまとめた。</p>
審議日	令和元年11月27日
個人情報取扱事務の名称	農家基本台帳関係事務
提供する個人情報の項目	北倭土地改良区の区域内における農地の所有者及び耕作者の住所、氏名、年齢及び耕作地の地番、地積、地目
提供先	北倭土地改良区
所管課	生駒市農業委員会